

定年などで退職されて間もない方、近々退職予定 の方のためのセミナー

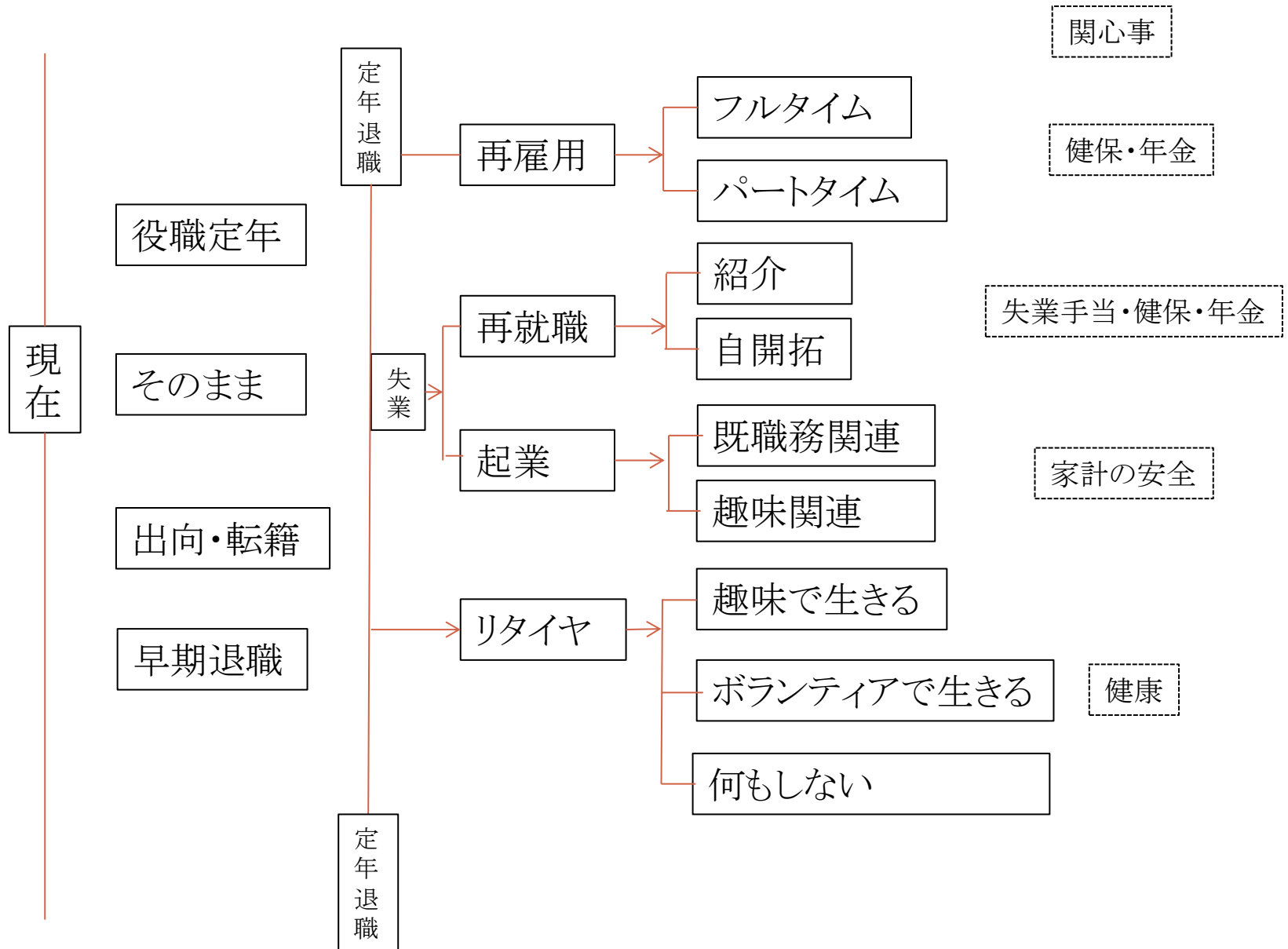
1

平成27年5月30日改
くがやまライフアシスト
(編纂 くがやま行政書士オフィス)

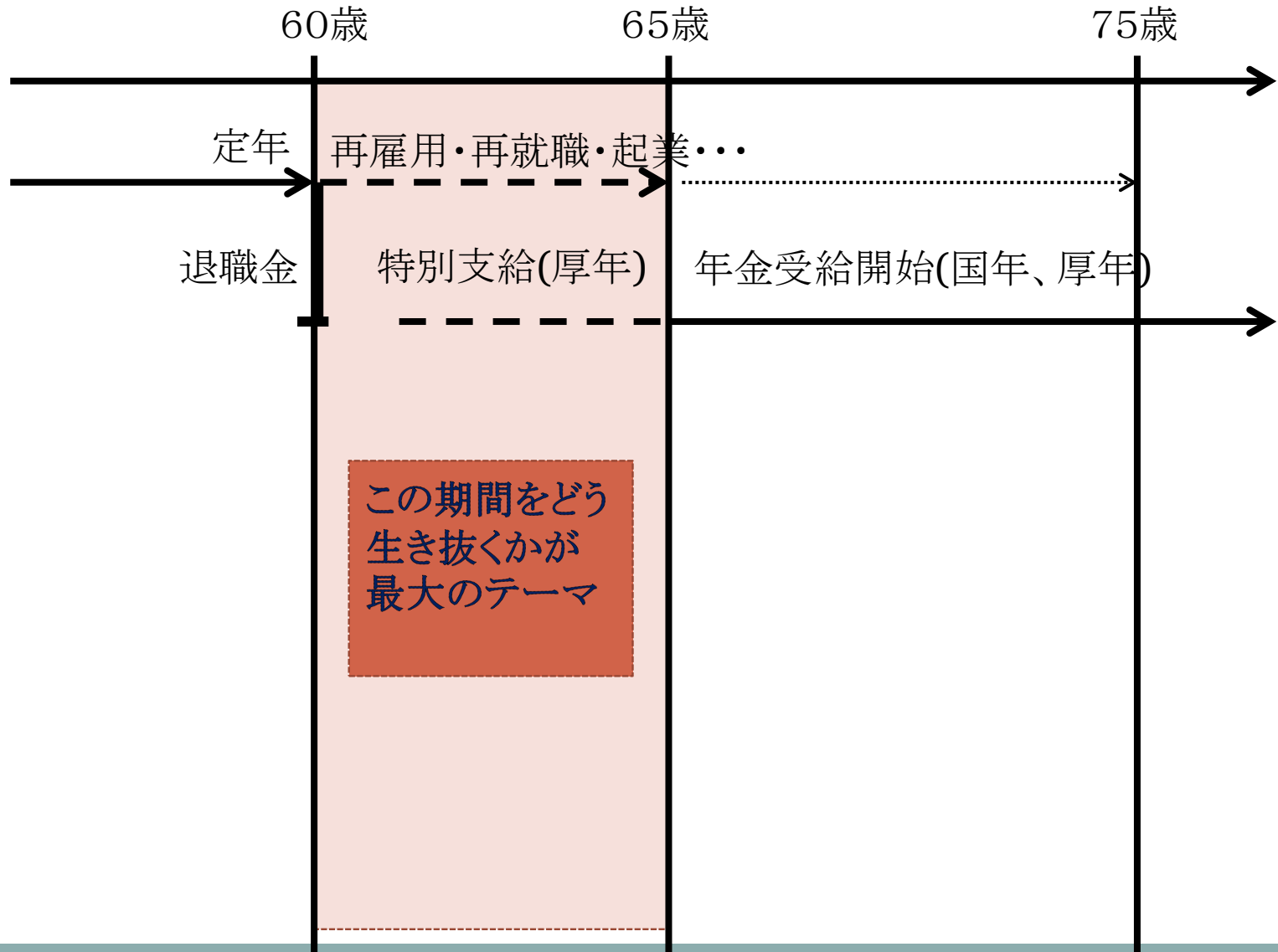
目次

- 定年退職後の先にあるコースを概観すると・・・
- 定年退職後のイメージ
- 定年退職後の進路の判断基準
- 定年退職するとどうなる
 - 現象面、税金、健康保険、年金、雇用保険、退職金、年金はいつ、いくら貰える、年金額試算
 - 家計支出イメージ、家計収支イメージ
 - 年金生活収支イメージ、
- 対策
 - 収入を確保するには、収入を増やす方法
 - 支出を抑える 家計のスリム化、支払い方法の工夫
- 定年後の寿命を展望しよう
- 最後に

定年退職後の先にあるコースを概観すると・・・



定年退職後のイメージ



定年退職後の進路の判断基準

1. 収支見込みはどうか

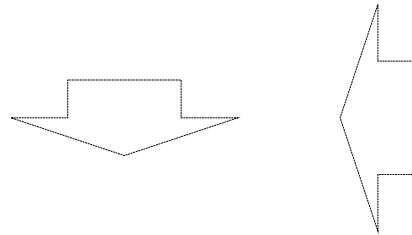
- ①大幅赤字
- ②少し赤字
- ③ギリギリ
- ④少し余裕
- ⑤ゆとり十分

2. 生きがいや目標はどうか

- ①働きたい(含む、働かざるを得ない)
- ②やりたいことがある
- ③やらなければならないことがある 介護、
- ④趣味がある
- ⑤何もない(1日の空白時間が埋まらない)

3. 制約要因はどうか

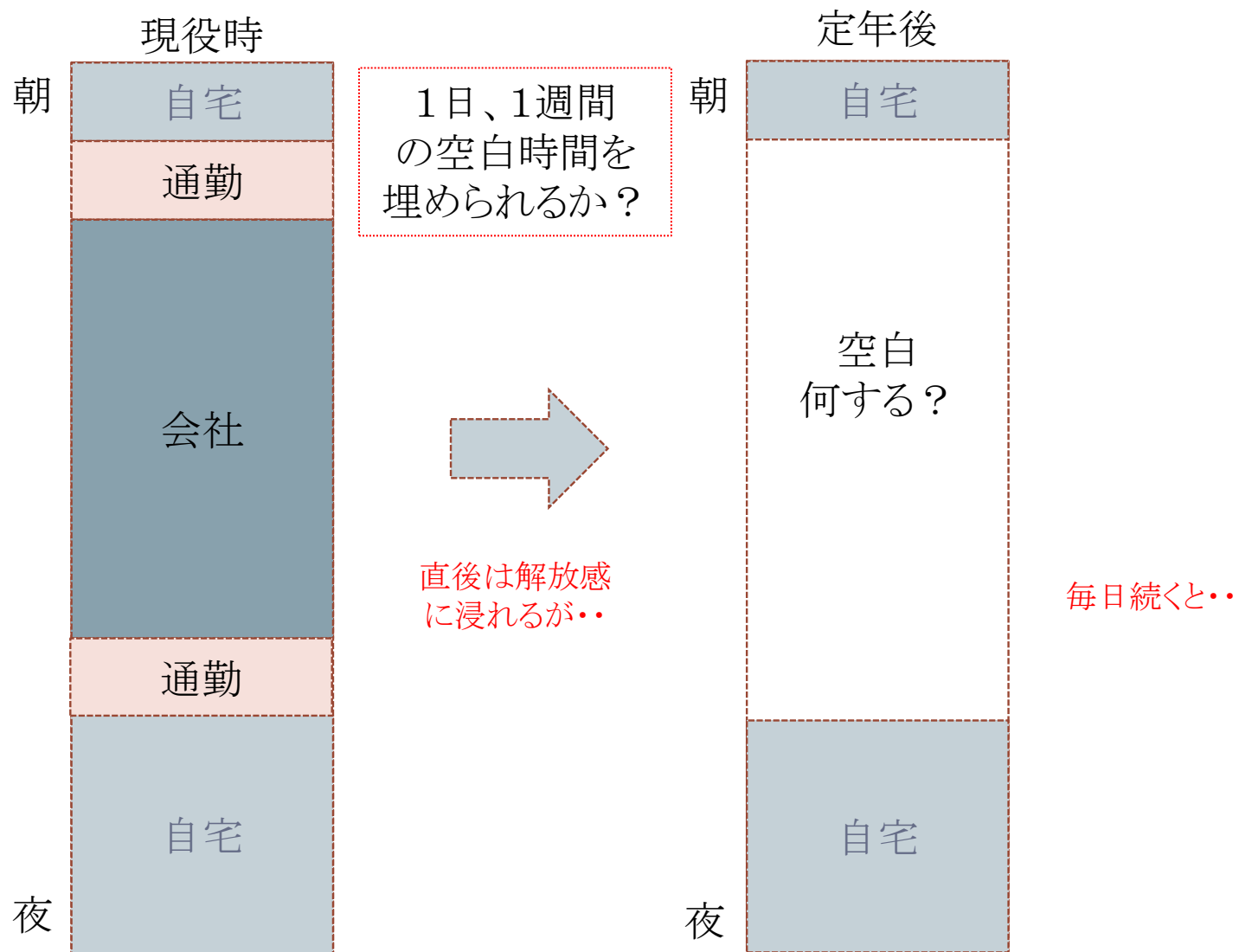
- ①健康・体力
- ②気力
- ③性格(内気・外交的・協調性)
- ④業務遂行能力、コミュニケーション力
- ⑤職場の雰囲気、人間関係、待遇



進路

- ①働く 再雇用(同じ会社)・再就職(別の会社)
- ②働く 起業
- ③親の面倒を見る 介護生活
- ④働きたくないが、人の役に立つ活動をしたい ボランティア、NPO活動
- ⑤働きたくないが、たまに仕事をしたい シルバー人材センター登録
- ⑥働きたくない、自由気ままに生きたい 悠悠自適

定年退職するとどうなる？ 平日1日、1週間の過ごし方



定年退職するとどうなる？

1. 現象面

- ①無職になる
 - 失業者となる
 - ・高齢者の就職の困難さ
 - 誰にも拘束されない自由な生活ができる
 - ・生活リズムが崩れ、目標の無い生活
 - ・家庭内でじゃまもの扱い、ひきこもり、孤立

- ②身分が無くなる
 - 肩書が無くなる
 - ・一個人になる、自己紹介するときの戸惑い
 - 会社の支援基盤が使えなくなる
 - ・自分で動かないと何も動かない
 - 地域社会との関わり
 - ・何ら接点や交流がなく地域で孤立
 - ・元の肩書が邪魔になる場合も

- ③給与収入が無くなる→消費生活者、一年金生活者になる
 - ・経済的な信用が低くなる
 - ・不意の出費への対応力の弱体化
 - ・まとまった金が入る機会がなくなる

定年退職するとそれぞれどうなる？＝税金編＝

2. 税金

- ◆ 会社員のときは給料から天引されていたが、退職後は、自分で税務署に確定申告し、納めることになる。

①所得税(国税)

- ◆ 当年の所得税は、翌年2月頃に税務署に確定申告する。
(税金の納め過ぎ、医療費控除がある場合はこのときに申告し、還付を受ける。)

(注) ・退職時に発行された源泉徴収票は確定申告の際に使用するので大事に保管しておくこと。
面倒がらず、確定申告できる習慣を身に着けること。

②住民税(地方税)

- ◆ 所得税の確定申告をした際の申告データに基づいて、前年の所得に対し課税される。
市区町村から6月頃に送付されてくる納税通知書により、6月～翌年5月の間に
四半期毎に年4回に分けて納付書により支払うことになる。

(注) 現役時の前年の高額所得をベースに住民税が課されるため、退職直後の年は多額になることに注意。

③退職金

- ◆ 源泉分離課税により確定申告の要無し。

定年退職するとどうなる？ =健康保険編=

3. 健康保険

- ◆ 退職により会社の健康保険組合（又は協会けんぽ）は資格喪失となる。
- ◆ 国民皆保険の適用により、就業先の健康保険制度、市区町村の国民健康保険などいずれかの健康保険制度に加入することになる。
なお、再雇用の場合には、勤務時間数によるが、そのまま会社の健康保険組合に加入することになる。
また、払い込み保険料は、再雇用後の低い給与をベースに決定される。

①任意継続被保険者

- ◆ 加入していた健康保険に引き続き「任意継続被保険者」として2年間加入するもの。
（傷病手当金、育児手当金など以外はほぼ社員と同様の給付が受けられる。）
（注）・払込保険料は、退職しているため事業主負担分も納めることになるので2倍になる。
しかし、健康保険組合の規定によるが、上限額の設定などにより安く設定されている例が多い。
国民健康保険に加入した場合の払込保険料の総額と比較して、有利な制度を選択する。
保険料は会社の担当者及び市区町村の国民年金係に照会し、確認する。
・退職後20日以内に申し込む。保険料の支払いを失念した場合は即資格喪失となる。

②国民健康保険

- ◆ 市区長村が運営する国民健康保険に加入するもの。
（注）市区長村の国民健康保険係に申込む。

③家族の健康保険の被扶養者になる。

- ◆ お子さんが会社員である場合にお子様の健康保険の被扶養者となるもの。
（注）新たな保険料の負担がなく一番安上がりだが、被扶養者の収入制限を満たす要有。

定年退職するとどうなる？ =年金編=

4. 年金

①国民年金

- ◆ 国民年金は、20歳から60歳未までが強制加入期間となっている。
60歳になると即資格喪失となる。但し、65歳までは受給額を満額に近づけるため「任意加入被保険者」制度があり、これに加入できる。

(注) ・定年退職時、奥様が60歳未満の専業主婦であった場合は、60歳まで加入しなければならないので、「3号被保険者」から「1号被保険者」への種別変更の届出を市区町村の年金係に行うこと。この場合、60歳になるまで毎月15,590円（H27.4）の保険料を直接納めることになる。

②厚生年金保険

- ◆ 退職により資格喪失する。
なお、再雇用の場合には、勤務時間数にもよるが、そのまま会社の厚生年金に加入することになる。また、払い込み保険料は、再雇用後の低い給与をベースに決定される。

(注) ・再就職した場合、就職先が厚生年金の適用事業所である場合には厚生年金に加入することになる。
・厚生年金の加入期間中に厚生年金の受給権を取得した場合には、給料を貰いながら年金を受給できるが、一月あたりの給料と年金額の合計が一定額（65歳未満28万円）を超えてくると年金の支給額が減額される。（在職老齢年金制度による減額措置。）
とはいえ、厚生年金の加入期間が積み上がるので、再就職後の退職後に受け取る年金額は増えるので、まるまる損というわけではない。

定年退職するとどうなる？ =雇用保険編=

4. 雇用保険

退職すると資格喪失となる。失業者となるので、逆に保険給付を受ける身分を取得する。また、継続雇用されるも給料が75%未満に減額される場合には雇用継続給付が受けられる。

①失業手当(求職者給付)

◆ 勤続年数によって、以下の日数の失業手当が貰える。(1年以内に消化する)

算定基礎期間	10年未満	10年～20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

- (注) ・ 離職日に60歳以上65歳未満の者が賃金日額10,500円であった場合の一日当たりの失業手当額(基本手当日額)は4,725円(賃金日額の45%)となる。
勤続年数20年の者が所定給付日数分受給すると708,750円(4,725円×150日)となる。1月当たりでは141,750円。(ハローワークに出頭し、求職の申込み、失業の認定を受ける必要がある。)
・ 年金受給者が求職の申し込みをすると、年金の支給が翌月から停止されることに注意！つまり失業手当の受給額が年金受給額より多額になる場合に有利である。

②就業促進手当

◆ 就業促進手当は、早期に再就職した場合に支給されるもの。ほか

(注) ・ 失業手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上かつ45日以上あることなどの要件がある。

③教育訓練給付

◆ 厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、これを修了した場合に、受講費用の20%の支給が受けられる制度。ほか

定年退職するとどうなる？ =雇用保険編=

④高年齢雇用継続給付

60歳以降働き続けた場合で60歳時に比べて賃金が低下した者に対して、賃金填補の目的で支給されるもの。(高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金)

主な要件としては、

- 雇用保険の被保険者期間が通算して5年以上であること
 - 60歳以上65歳未満の者で60歳到達賃金に比べて60歳以降の賃金が75%未満に低下したこと
 - 60歳以降の賃金が340,716円(H26.8毎年改定)未満であること
- 以上、高年齢雇用継続基本給付金の例

支給期間

- 60歳から65歳まで

支給額

賃金の低下率によって、支給率が異なるが、
61%未満に低下した場合 各月の賃金額の15%が給付金として支給される

仮に60歳到達時の賃金が43万円であった者が、25.3万円に賃金が低下した場合には58.8%の低下となるので、 $25.3万円 \times 15\% = 37,950円$ を給付金として受け取ることができる。

注:本給付金を受けると在職老齢年金の減額措置に加えて、さらに最大6%の年金の減額措置が行われる場合があります。

定年退職するとどうなる？＝退職金手取額の算定式＝

退職金額は、自社の退職金規定によるが、税金が引かれて支給されるのでその仕組みを知り、手取り金額を試算してみよう。まずは、税金の算定式から。

税金の算定式

①退職金に掛かる税金＝退職所得金額（課税対象額）×税率（5%～）

退職所得金額＝（退職金－退職所得控除額）×1/2

②手取り金額＝退職金－退職金に掛かる税金

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）
勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げる	

課税対象額	税率	控除額
195万円以下	5%	—
195万円超330万円以下	10%	97,500円
330万円超695万円以下	20%	427,500円

なお、これに復興特別所得税が2.1%相当額が加算される。

(注) この適用を受けるには「退職所得の受給に関する申告書」を提出していること。

(注) 手違いで2割課税された場合には、確定申告により還付を受けることができる。

定年退職するとどうなる？＝退職金の手取金額の試算額＝

山田さん(昭和31年2月10日生まれ)は、平成元年1月から勤務しているA社を平成28年3月31日付けで退職する。人事担当に確認したところ、退職金は1,500万円となるとのことである。退職金の手取り金額はいくらになるだろうか？

①退職金に掛かる税金＝70万円×5.105%(5%×1.021)=35,735円

退職所得金額＝(1,500万円－1,360万円)×1/2＝70万円

②手取り金額＝1,500万円－35,735＝14,964,265円 (端数処理前)

勤続年数	退職所得控除額
<u>28年</u>	800万円＋70万円×(<u>28年</u> －20年)＝1,360万円

備考

1. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しているものとする。

なお、申告書が提出されていないと、退職金額の20%が源泉徴収される。

(注) 実際の支給額は、山田さんの場合、さらに、4月分、5月分の住民税未納分が天引きされる。
4月分、5月分が退職により天引きできなくなるため。

(注) 試算額と実際の支給額が大幅に異なっている場合には、計算ミスの可能性も疑われるので、念のため担当者に確認すること。

定年退職するとどうなる？

=年金はいつ、いくら貰えるか=

老齢年金は65歳から。特別支給の老齢厚生年金は生年月日によって、61歳から64歳までに貰える経過的措置がある。

1. いつから

- ①老齢基礎年金 65歳から
- ②老齢厚生年金 65歳から（但し、生年月日により61～64歳から特別支給の老齢厚生年金を受給できる。）

2. いくら貰える

年金定期便により、知ることができる。まずは「年金定期便」をチェックすること。

①老齢基礎年金 満額780,100円(H27.4)

20歳から60歳になるまでの40年間(480か月)において払込んだ月数によって支給額が決まる。(すべての国民の払込保険料が同額であるため。)

計算式 年金額=780,100円×払込月数／480月

②老齢厚生年金

払い込んだ平均標準報酬月額と平均標準報酬額及び払込月数によって支給額が決まる。

(注)特別支給の老齢厚生年金は繰り下げによる増額制度はないので、受給年齢に達したらすぐに年金請求すること。請求しないと5年の時効により5年前の年金額から順次権利を失います。

定年退職するとどうなる？ =年金はいつ貰えるか=

特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢 の引き上げスケジュール

- ①男子：昭和28.4.2～昭和30.4.1 女子：昭和33.4.2～昭和35.4.1
…この年齢から60歳になっても**年金が受給できなくなります**。

61歳	65歳
報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

- ②男子：昭和30.4.2～昭和32.4.1 女子：昭和35.4.2～昭和37.4.1

62歳	65歳
報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

- ③男子：昭和32.4.2～昭和34.4.1 女子：昭和37.4.2～昭和39.4.1

63歳	65歳
報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金

- ④男子：昭和34.4.2～昭和36.4.1 女子：昭和39.4.2～昭和41.4.

64歳	65歳
報酬比例部分 →	老齢厚生年金 老齢基礎年金

- ⑤男子：昭和36.4.2～ 女子：昭和41.4.2～
…この年齢から**すべての年金が65歳**支給開始となります。

65歳
老齢厚生年金 老齢基礎年金

定年退職するとどうなる？年金はいつ、いくら貰える？＝山田さんの場合＝

山田さん(昭和31年2月10日生まれ)は、平成元年1月から勤務しているA社を平成28年3月31日付けで定年退職する。山田さんは、①いつから年金を貰えるか。また、②年金額はいくらぐらいか？

山田さんの平均標準報酬月額が37万円、平均標準報酬額は50万円とする。なお、山田さんには専業主婦の奥様がおあり(昭和33年2月2日生まれ)、奥様には国民年金の未納期間はないものとする。

①年金受給開始年齢

- ・国民年金は65歳から。(誕生日の前日に受給権が発生し、翌月分から受給する。)
- ・厚生年金は62歳から。(〃)

②年金額

- ・老齢基礎年金： $780,100円 \times \frac{325月}{480月} = 528千円$
- ・老齢厚生年金： $(\frac{37万円}{7.125/1000} \times 171月 + \frac{50万円}{5.481/1000} \times 156月) = 878千円$

山田さんの年金受給額(年額)

- ・60歳から：0千円
- ・62歳から：878千円
- ・65歳から：1,796千円(878千円+528千円+390千円(配偶者加給年金))
- ・67歳から：2,225千円(878千円+528千円+妻780千円+妻39千円(振替加算額))

(注) 消えた年金 山田さんは32歳からA社に勤めているため、年金加入期間が少ないため、年金受給見込み額がモデル世帯よりも低額であるが、20代に年金加入期間が無かったか疑われる。過去の勤務記録と年金定期便の記録が合致しているか照合したほうがよいケースであるかもしれない。

定年退職するとどうなる？ =家計支出イメージ=

必要生活費の平均として、22万円や27万円の統計があるが、各家庭によって事情は大きく異なる。まずは、自家の家計を分析して現状を把握することが大事。

例2 高齢者夫婦無職世帯の必要生活費

例1	(月額)
老後の最低日常生活費	22.0万円
老後のゆとりのための上乗せ額	13.4万円
老後のゆとりある生活のための費用合計	35.4万円

(出典:生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」)

項目	月平均額(円)	構成比(%)
消費支出計	242,598	89.04
食料	60,459	22.19
住居	16,628	6.10
光熱・水道	20,587	7.56
家具・家事用品	9,523	3.50
被服及び履物	7,132	2.62
保健医療	15,106	5.54
交通・通信	25,327	9.30
教養娯楽	26,066	9.57
その他消費支出	61,770	22.67
非消費支出	29,857	10.96
直接税	12,624	4.63
社会保険料	17,199	6.31
合計	272,455	100.00

持家

(出典:総務省 2013年家計調査)

定年退職するとどうなる？ = 家計支出イメージ =

15万円で生活するイメージとは(65歳夫婦)

項目	月平均額(円)	備考	月平均額(円)	構成比(%)
消費支出計	130,100		242,598	89.04
食料	45,000	1,500×30日	60,459	22.19
住居	35,000	公営住宅	16,628	6.10
光熱・水道	15,000		20,587	7.56
家具・家事用品	0		9,523	3.50
被服及び履物	7,000		7,132	2.62
保健医療	0		15,106	5.54
交通・通信	8,000		25,327	9.30
教養娯楽	0	公共施設利用	26,066	9.57
その他消費支出	20,100	予備費	61,770	22.67
非消費支出	19,900		29,857	10.96
直接税	0		12,624	4.63
社会保険料	9,900	保険料均等割分	17,199	6.31
貯金	10,000		-	-
合計	150,000		272,455	100.00

↑低所得のため所得税・住民税がゼロ円の夫婦二人の非課税年金生活者世帯

定年退職するとどうなる？＝家計収支イメージ＝

まずは、自家の家計収支がどうなるかイメージを掴む。

山田さん宅の定年退職後の収支見通し(一月当りベース)

	60歳	62歳	65歳	モデル世帯(注)	67歳
生活費	220千円	220千円	220千円	(220千円)	220千円
収入	0千円	73千円	150千円	226千円	185千円
収支	▲220千円	▲147千円	▲70千円	+6千円	▲35千円

山田さんの場合、何もしないで、赤字分を退職金で賄うおうとすると、70歳で残金が100万円。

年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
収支万円	-264	-264	-176	-176	-176	-84	-84	-42	-42	-42	-42
累計万円	-264	-528	-704	-880	-	-	-	-	-	-	-
手持資金 1500万円	1,236	972	796	620	444	360	276	234	192	150	108

モデル世帯の場合は、65歳で黒字となるので、退職後から65歳までどうしのぐか、また、65歳以降のゆとりをどう確保するかが重点課題となろう。

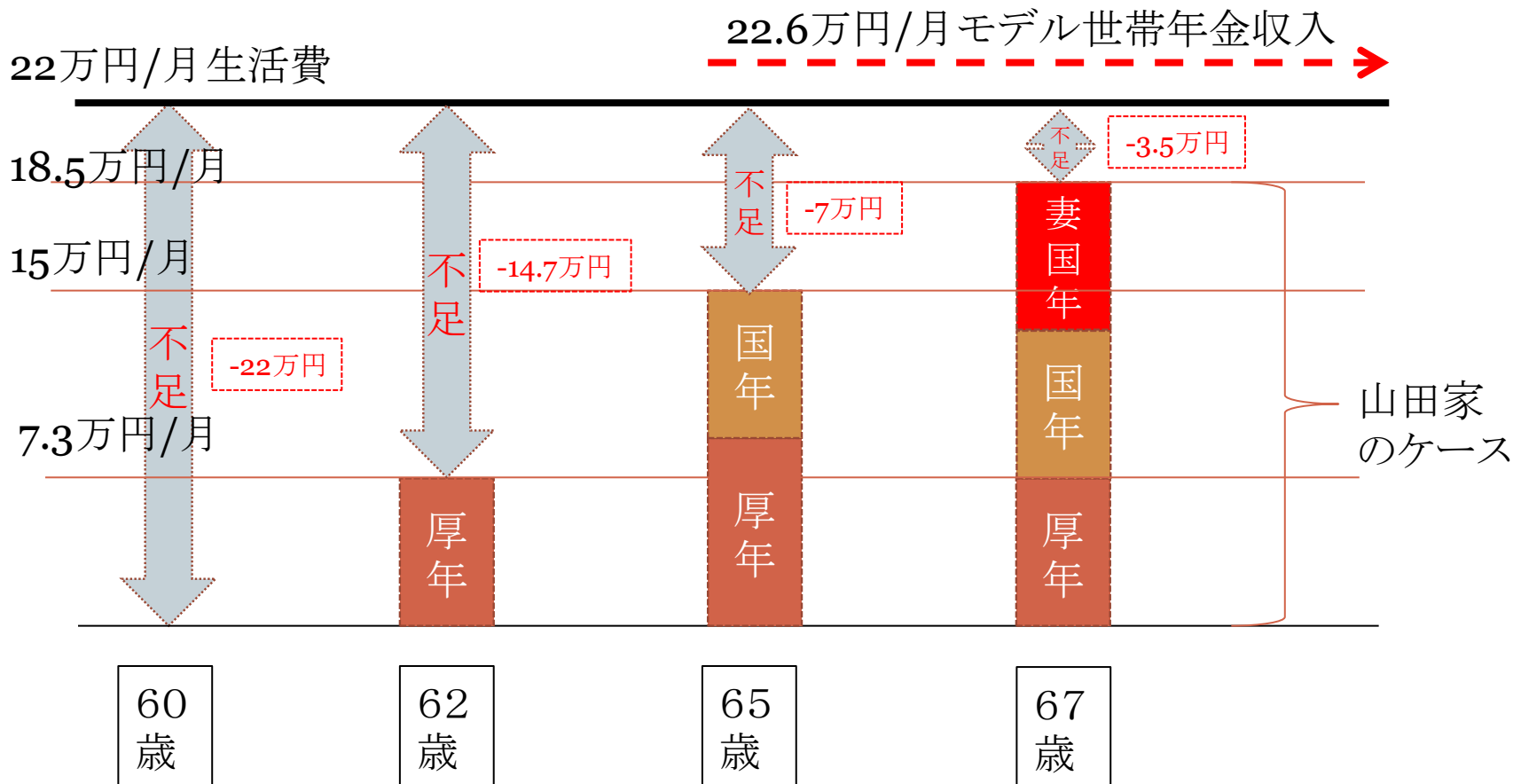
(注)モデル世帯の年金額

夫が平均的年収(平均標準報酬36万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準夫婦二人に老齢基礎年金を含む。夫の年金額16.2万円/月、妻の年金額4.6万円/月。

厚生労働省報道発表資料2014年1月「平成26年度の年金額は0.7%の引き下げ」より。

定年退職するとどうなる？ = 年金生活収支イメージ =

35.4万円/月ゆとりある生活のための費用



山田さんの場合、何もしなかったらどうなるか？

工夫次第でなんとかなるかも？

60歳 収入として退職金を取得する。その後は失業手当を150日分受給する。

所得税 退職前1～3月に支給された給与に対して課税される。失業手当は非課税。

住民税 前年の高い所得をベースに課税される。

61歳 収入なし。退職金の取り崩し。

所得税 課税所得無し 0円

住民税 課税所得(前年の3月分の収入に対し、課税されるが、おそらく非課税になると思われる) 0円

62歳～64歳 特別支給の老齢厚生年金878千円を受給する。

所得税 課税所得＝87.8万円-70万円-38万円-38万円＝マイナス 0円

住民税 課税所得＝87.8万円-70万円-33万円-33万円＝マイナス 0円

65歳 老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計1,796千円を受給する。

所得税 課税所得＝179.6万円-120万円-38万円-38万円＝マイナス 0円

住民税 課税所得＝179.6万円-120万円-33万円-33万円＝マイナス 0円

※課税所得＝年金額－公的年金等控除額－扶養者控除額－基礎控除額－社会保険料控除

非課税世帯に対する制度的支援策例

①課税されない

②国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料の免除又は減額措置が受けられる。

③高額療養費の自己負担限度額（月額）が下がる。（非課税世帯の場合35,400円杉並区）

④都営住宅など低額な公営住宅への入居資格が得られる。ほか

⑤医療費の3割負担が2割負担に軽減される（70歳～74歳）。

収入を確保する =再雇用、再就職、起業するとどうなる=

1. 働く

①再雇用(収入をとるか、時間をとるか)

- ・勝手の分かった職場に継続して勤務するパターンが多い。
- ・給料は現役時と比較して大幅に減る。基本給が5割減でも、扶養手当、住宅手当などが付かないので、実感的には更に1割減の感覚。つまり6割減の体感。
- ・地位も降格されるので、職場の人間関係に馴染めるかが最大の悩みどころ。
- ・現役職員の力となれる、実務をキチンと処理する人が好まれる傾向。

◆フルタイム 健康保険・年金・会社の制度に加入(事業主負担があり半額負担)

◆パートタイム 健康保険・年金・国民健康保険(事業主負担がない全額負担)

一週間の勤務時間数により、会社の制度に加入する場合有

(注)公務員で、定年退職後の再任用職員の場合、雇用保険に加入することになる。

1年間の加入により、失業手当の受給資格が発生するので知っておきたい。

②再就職(再雇用よりは別の会社・仕事となるため厳しい)

◆フルタイム 同上

◆パートタイム

③起業

- ◆定年のない生涯の仕事が確保できる。
- ◆目標が定まり、適度な緊張感と生活リズムが確保できる。
- ◆失敗後は再起は無いと考え、リスクは最小限に抑え、収入は期待しない。
- ◆起業前には職務経歴の棚卸し、ビジネスプランの策定は最低限行うこと。

収入を増やす 年金額を増やす方法

国民年金の付加保険料を払う方法、任意加入して払い込み保険期間を増やす方法などにより、保険金が増やせる

1. 国民年金の増額(65歳前の効果を見込むもの)

◆ 年金の繰り上げ受給を選択する。

(注)・1月当たり0.5%の減額となり、減額後の支給額が生涯続く。

・繰り上げ支給を受けると障害年金は受けられない。

(障害年金・・・傷病により一定程度の障害が残った場合に支給される年金で、支給額が2級の場合基礎年金の満額相当額780,100円、1級の場合その1.25倍受給できるというもの。)

・厚生年金も同時に繰り上がる。

2. 国民年金の増額(65歳以降の効果を見込むもの)

◆ 国民年金は60歳で加入者でなくなるが、年金額が満額にならない場合には、65歳までの間、満額になるまで任意加入し、払い込み続けられる。

◆ 任意加入し付加保険料として、毎月400円払う。

◆ 払い忘れた保険料、保険料の免除期間分の保険料を払い込む。(後納・追納)

◆ 65歳で受け取らず、最大70歳まで受給を遅らせる。(1月毎に0.7%の増額)
→市区町村の国民年金係に申し出する。

3. 厚生年金

◆ 厚生年金適用事業所で働く。働いた加入期間分の年金額が増える。

支出を抑える 家計のスリム化

リタイヤ後は、収入が少なくなるにも係らず、現役時代の感覚で家計を運営すると大変なことに。早く、現役時代の浪費気味の支出を戒め、スリムに。

家族の理解と協力が不可欠

1. 生命保険の整理

- お子さんの成長に合わせた保険金額の見直し（不必要に高い保険金額）
- 医療費の不安については、自己負担額が一定額を超えた場合には、国民健康保険から高額療養費制度による還付がある。

2. クレジットカードの整理

- 有料のクレジットカード（無料のショッピングカードなどで代替できないか）

3. 通信料の整理

- 高額のまま、古い契約形態となっていないか（新しい低価格サービスの利用）

4. その他、使わない会費等

- 車
- お付き合いで入った会の会費
- リタイヤ後は使わないクラブ等の会費

生命保険見直しのための参考データ

過去5年以内に入院経験のある60歳代の方の直近入院時の
自己負担額・入院日数

自己負担費用平均	23.0万円
----------	--------

入院日数平均	22.8日
--------	-------

自己負担費用	割合
5万円未満	5.8%
5～10万円未満	17.5%
10～20万円未満	35.0%
20～30万円未満	14.6%
30～50万円未満	18.0%
50～100万円未満	5.3%
100万円以上	3.9%

入院日数	割合
5日未満	8.1%
5～7日	18.9%
8～14日	29.3%
15～30日	30.1%
31～60日	7.3%
61日以上	6.2%

(出典:生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」)

支出を抑える 支払い方法の工夫による節約

1. 国民健康保険料

世帯で合算した、平成26年中の所得金額が下表の減額判定基準額以下のときは、均等割額が減額される。また、災害・病気などの特別な事情により、生活が著しく困難となったときは、申請により保険料が減額または免除になることがある。

減額判定基準額

減額割合 判定基準額

7割減額 : 33万円以下の世帯

5割減額 : 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) × 26万円以下の世帯

2割減額 : 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × 47万円以下の世帯

2. 健康保険(任意継続保険料)

- ・ 半年分、1年分、2年分を一括前払いすると保険料が割り引かれる。
(申し込タイミングが遅いと適用されないので注意)

3. 国民年金保険料

◆ 口座振替の場合の前納 納付書払いの前納よりさらに割引額が多くなる。

○ 2年前納

毎年4月から翌々年3月までの2年分を1年目の4月末日に口座振替

(平成27~28年度) 382,200円が366,840円に割引 (2年で15,360円の割引)

○ 1年前納

毎年4月から翌年3月までの1年分を4月末日に口座振替

(平成27年度) 187,080円が183,160円に割引 (年額で3,920円の割引)

○ 6カ月前納

毎年4月から9月の6カ月分を4月末日に、10月から3月の6カ月分を10月末日に口座振替

(平成27年度) 93,540円が92,480円に割引 (6か月で1,060円の割引)

○ 口座振替の毎月払い (早割)

毎月、当月末日 (納付期限よりも1カ月早く) 口座振替。 (月50円の割引)

定年退職後の寿命を展望しよう

平均余命を基準に生活設計すること

現在男性60歳の方は、あと20年(80-60)ではなく、あと23年(60+23)は生きることになる。
4人に1人が90歳まで生きることを見直さなければならない。

平均寿命	男性	女性
	80.21歳	86.61歳

平成25年簡易生命表(厚労省)から

年齢	男性		女性	
	平均余命	90歳までの生存率	平均余命	90歳までの生存率
50歳	31年	23%	37年	48%
55歳	27年	24%	33年	48%
60歳	23年	25%	28年	49%
65歳	19年	26%	23年	50%
70歳	15年	28%	19年	51%
75歳	11年	31%	15年	54%
80歳	8年	37%	11年	59%

平成25年簡易生命表(厚労省)から

最後に

定年退職後は、組織から離れ、職務の拘束から解放された爽快感を味わう一方で、長年馴染んできた空気、身分、サポート基盤の全てを失うこととなる。これからは地域の一員として地域との係わりのもとで暮らすこととなる。そこで、これから生き抜く心がけとして、以下を提案したい。

- ①自分のことは自分で調べ、各種手続きも実践する習慣を身に着ける。
- ②困った時にすぐに相談できるチャンネルや機関を確保しておく。
- ③地域に存在する公共機関を把握する、地域の主催するセミナーに参加する、地域の広報誌に目を通すなどにより、地域のシステム、生活リズムに馴染む取組をする。

などに心掛けることで定年後の一生活者として地域とのつながりのキッカケがもて、地域デビューがスムーズにできるのではないかと思われる。

本セミナー資料で紹介した制度は公務員にも大凡適用可能と思われる。
この場合、「再雇用」は「再任用」、「健康保険組合」は「共済組合」、「任意継続被保険者」は「任意継続組合員」、「厚生年金」は「共済年金」と置き換えることになる。

なお、共済年金については、「被用者年金一元化法」により、平成27年10月1日から、厚生年金と一元化される予定となっている。

本セミナー資料で紹介した内容は、分かりやすくするため、細かい部分ははしょって記載している。また、公的制度は、毎年のように変更が加えられているのが現状である。したがって、ここで取り上げた制度は固定的に考えず、適用するときは、関係窓口に問合せするなどして最新の情報の下で判断し、上手に利用するようにしたい。

ご清聴ありがとうございました。

講演者紹介

平成26年3月 経済官庁勤務の国家公務員定年退職
平成26年4月 同官庁フルタイム再任用職員として勤務
平成27年3月 任期満了退職
平成27年4月 起業

発行：くがやまライフアシスト
(編集：くがやま行政書士オフィス)

行政書士・宅地建物取引士・相続アドバイザー・年金アドバイザー

代表 高橋 潔

東京都杉並区久我山4-2-2

電話/FAX 03-3331-1405

E-mail kuga-officer*mbr.nifty.com

「*」は「@」に置き換わります